

指定管理者制度導入の作業スケジュール

平成 20 年度

平成 20 年 5 ～ 7 月

- ①指定管理者制度継続等の検討・決裁(平成 20 年 6 月 20 日まで)
- ②各公の施設設置管理条例・同条例施行規則確認
- ③各課で候補者選定委員会設置の決裁

各部局 各課

平成 20 年 8 月

- ④指定管理者の公募・要項配布
 - ・市政だより
 - ・ホームページ等
- ⑤応募受付

平成 20 年 9 ～ 11 月

- ⑥候補者の選定
- ⑦候補者の決定(～10月中旬)
- ⑧予算措置

平成 20 年 12 月議会

- ⑨指定管理者の指定の議案の上程
- ⑩指定管理者の指定の告示

平成 21 年 1 ～ 3 月

- ・協定の締結
- ・事務の引継ぎ 等

平成 21 年度

平成 21 年 4 月 1 日

指定管理者制度継続

留 意 事 項

1. 指定管理者制度活用の基本的な考え方

公の施設に対する多様化する市民ニーズに応えるため、管理運営に民間団体等の持つ技術やノウハウを活用しつつ、総合的な観点から施設の目的を最大限に発揮できるような管理運営のあり方を各担当課において検討し、「住民サービスの向上」と「経費の節減等（効率的な活用）」を図る。

2. 指定管理者制度を継続・あるいは導入するかどうか

3. 公募か非公募か

指定管理者制度の趣旨に従い、候補者の選定については原則公募。その専門性・継続性等の問題から非公募が相応しいと判断する施設がある場合は、その理由付けを明確にする。市民への説明責任を果たし、公平・公正に取扱いを決定していく必要がある。

指定管理者の選定について、公募又は非公募のどちらが適切か、担当課所において十分検討し、3年間の評価と今後の方向性を判断（市長決裁）

4. 決裁の内容（地方自治法で指定管理者指定にあたっての条例事項）

（1）指定の手続き

指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、自治法第234条の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象とはならない。指定の手続きとしては、申請の方法や選定基準等を定めるものとし、指定の申請にあたっては複数の申請者に事業計画書を提出させるとともに、選定する際の基準として次のような事項を定め、最も適切な管理を行うことができるものを選定することが望ましい。

ア 住民の平等利用が確保されること

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

（2）指定管理者が行う管理の基準

管理の基準は、住民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等）を指す。

（3）業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務についてその具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで指定管理者の業務として含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲

を各施設の目的や態様等に応じて設定する。

(4) その他必要な事項

公の施設の目的や態様等に応じ、必要な事項を定める。

指定管理者が当該公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく指定という行為によって生じるものであって、別に契約を結ぶことは不要であるが、管理の基準や業務の範囲等条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、委託料の額、委託料の支払い方法、施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施にあたっての詳細な事項については、別途協定を締結する。

(5) 指定期間

指定期間については、施設で実施する事業内容に応じた適切な期間設定が必要。そのため、最終的には個々の施設の実態に合わせて定めるが、基本的には、3年～5年とする。

5. 指定管理者制度導入の本来の目的である「住民サービスの向上」「経費の効率的な活用等」を図ることができる管理者を選定するためには、施設の設置目的に即し、利用者に対するサービスの向上が図られているか、利用促進への取組や施設の適切な維持管理が図られているか等について各施設及び担当課が個別に検討を行う。

指定管理者総括表

所管部局	施設名	担当課	現 状						今 後 の 方 針(案)				
			指定期間	公募・非公募	指定管理者	経費削減の状況		住民サービスの向上		更新の有無	指定期間	公募・非公募	利用料金制導入
福祉部	総合福祉センター	福祉課	3年	非公募	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	H17年度	91,933,000	管理委託から指定管理への移行による経費削減にはあまり貢献していないが、直営という観点から考えると人件費等の削減となる。また、専門職員対応による処遇の向上につながっている。	有	5年	公募	無	・研修等による職員の資質の向上
	H19年度				87,882,000								
	差額		-4,051,000										
	3年		非公募	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	H17年度	(上記に含まれる)	H19年度						
心身障害者福祉センター	3年	非公募	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会	H17年度	38,659,000	管理委託から指定管理への移行による経費削減にはあまり貢献していないが、直営という観点から考えると人件費等の削減となる。また、専門職員対応による処遇の向上につながっている。	有	5年	公募	無	・研修等による職員の資質の向上		
H19年度			32,047,000										
差額	-6,612,000												
くすのき園	5年	公募	社会福祉法人 わかば会	H15年度	239,319,000							管理委託から指定管理への移行による経費削減にはあまり貢献していないが、直営という観点から考えると人件費等の削減となる。また、専門職員対応による処遇の向上につながっている。	有
H19年度			172,616,000										
差額	-66,703,000												
女性センター	男女共同参画課	3年	公募	財団法人 新居浜市文化体育 振興事業団	H17年度	28,508,300	・利用者数については4540件から4618件に増加したが、利用者数は72391人から69777人に減少 ・自主事業数については21事業から26事業に増加	有	5年	公募	無		
働く婦人の家				3年	公募	財団法人 新居浜市文化体育 振興事業団						H17年度	28,185,000
差額	-323,300												
経済部	商業振興施設 (商業振興センター)	商工労政課	3年	公募	新居浜商工会議所	H17年度						21,762,538	利用者数・利用料金収入は減少している
	別子観光センター	運輸観光課			3年	非公募	有限会社悠楽技	H19年度	22,206,679				
	差額		444,141										
森林公園ゆらぎの森	3年	非公募	有限会社悠楽技	H17年度	2,900,000	「(有)悠楽技」の経営状況が改善されない場合は「(有)悠楽技」の存続是非を判断する必要も生じてくるため、「筏津山荘」の建て替え工事が完成する予定の平成23年度まで会社の経営改善状況を注視し、会社の方向性を見極めた上、施設の管理運営方法を決定する。	有	2年	非公募	有			
差額			-2,000										
差額	-21,000												
建設部	公営駐車場	都市計画課	3年	公募	社団法人 新居浜市シルバー 人材センター						H17年度	2,291,085	利用台数が720台から897台に増加 使用料収入が223万円から254万円に増加
教育委員会	市民文化センター	体育文化課	3年	非公募	財団法人 新居浜市文化体育 振興事業団	H19年度	1,873,300						
差額	-417,785												
市民文化センター	H17年度				121,533,571	導入前利用者	234,513	有	5年	公募	無		
文化振興会館	H19年度				128,144,616	導入後利用者	231,646						
銅山の里自然の家	差額				6,611,045	差	-2,867						
市営サッカー場	H17年度				8,143,809	導入前利用者	14,620						
市営野球場	H19年度				7,203,963	導入後利用者	22,618						
山根市民グラウンド	差額				-939,846	差	7,998						
市民テニスコート	H17年度				13,073,654	導入前利用者	3,902						
山根公園テニスコート	H19年度				15,011,374	導入後利用者	3,279						
東雲市民プール	差額				1,937,720	差	-623						
導入前利用者	20,685				導入前利用者	114,120							
導入後利用者	26,911				導入後利用者	85,189							
差額	-207,178				差	6,226							
差額	-2,569,815	差	3,266										
差額	405,635	差	-28,931										
差額	860,751	差	13,242										
差額	-2,156,251	差	607										
差額	22,737,513	導入前利用者	44,289										
差額	21,886,839	導入後利用者	44,620										
差額	-850,674	差	331										

指定管理者総括表

所管部局	施設名	担当課	現 状				今 後 の 方 針(案)															
			指定期間	公募・非公募	指定管理者	経費削減の状況	住民サービスの向上	更新の有無	指定期間	公募・非公募	利用料金制導入	その他改善点										
	山根公園屋内プール					H17年度 47,421,177 H19年度 41,403,482 差額 -6,017,695	導入前利用者 25,212 導入後利用者 27,191 差 1,979															
教育委員会	武徳殿	体育文化課	3年	非公募	財団法人 新居浜市文化体育 振興事業団	H17年度 2,947,936 H19年度 1,299,423 差額 -1,648,513	導入前利用者 22,224 導入後利用者 29,000 差 6,776	有	5年	公募	無											
	弓道場					上記に含む	0 0 0						導入前利用者 3,533 導入後利用者 4,350 差 817									
						重量拳練習場	上記に含む						0 0 0	導入前利用者 7,229 導入後利用者 7,110 差 -119								
	市民体育館						H17年度 48,705,532 H19年度 44,427,560 差額 -4,277,972						導入前利用者 81,509 導入後利用者 87,472 差 5,963									
						山根総合体育館	H17年度 39,004,874 H19年度 39,518,087 差額 513,213						導入前利用者 43,324 導入後利用者 53,295 差 9,971									
	多喜浜体育館						H17年度 6,472,575 H19年度 7,569,778 差額 1,097,203						導入前利用者 15,555 導入後利用者 17,859 差 2,304									
						東雲競技場	H17年度 1,786,351 H19年度 2,722,693 差額 936,342						導入前利用者 21,679 導入後利用者 27,838 差 6,159									
	別子山ふるさと館						H17年度 3,208,848 H19年度 3,049,986 差額 -158,862						導入前利用者 1,321 導入後利用者 992 差 -329									
						別子山市民グラウンド	H17年度 721,396 H19年度 500,076 差額 -221,320						導入前利用者 35 導入後利用者 267 差 232									
	別子山市民プール						H17年度 734,559 H19年度 671,982 差額 -62,577						導入前利用者 338 導入後利用者 234 差 -104									
						教育委員会合計							H17年度 362,688,609 H19年度 355,939,815 差額 -6,748,794	導入前利用者 740,673 導入後利用者 773,571 差 32,898								
	21年度導入予定																					
	環境部					斎場	環境保全課									H19年度 52,895,000			3年	公募	無	